



2007年3月30日 第2007-38号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : [syakai@jam-union.jp](mailto:syakai@jam-union.jp)

< 離婚時の年金分割 PART 1 >

ついに来た年金の2007年問題

4月1日から

離婚したときに厚生年金の分割ができるようになります！！

中高年の離婚が増加し、離婚後の男女の年金受給額に格差があることが問題となっていました。こうした事情を考慮して、前回の年金改正により、離婚したときに厚生年金の分割ができるようになりました。離婚時の年金分割は、2007年4月1日からの部分と2008年4月1日からの部分にわかれています。

2007年4月1日以降の年金分割と平成20年4月1日以降の年金分割の違い

	平成19年4月1日以降(離婚時の年金分割)	平成20年4月1日以降(第3号被保険者期間の年金分割)
対象となる方	平成19年4月1日以降に離婚した方 (注)平成19年3月31日以前に離婚した場合は、年金分割に関する請求はできません。	平成20年4月1日以降に離婚した方
夫婦間での合意	必要 合意できない場合は、当事者の一方が家庭裁判所に申し立てをし、分割の割合を決定します。	不要 平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間については、合意なしで分割できます。
分割の理由	離婚	離婚または配偶者の所在が長期にわたり不明な場合など
分割の対象となる期間	婚姻期間(結婚から離婚まで)	平成20年4月1日以降から離婚したときまで *平成20年3月31日以前の期間は、当事者間の合意または家庭裁判所の決定があれば分割できます。
分割の割合	上限2分の1(必ずしも2分の1とは限らない)	平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間は2分の1
請求期限	離婚成立後2年以内に分割請求しない場合、分割ができなくなります。	第3号被保険者期間については、請求の期限がありません。

法律上、婚姻されていない方(事実婚)でも請求は可能です。ただし、第3号被保険者期間に限ります。

年金分割Q & A

Q : 夫の年金を妻に分割するのですか？

A : 夫と妻の厚生年金を比較して、年金額の多い方が少ない方に分割します。

Q : 離婚した場合、すぐに年金をもらえるのですか？

A : 離婚年金ではないので、老齢厚生年金の支給開始年齢にならないともらえません。

Q : 年金を分割すると(たとえば)夫の受け取る年金の2分の1をもらえるのですか？

A : 分割されるのは厚生年金(報酬比例部分)、共済年金(報酬比例部分と職域部分)です。国民年金(基礎年金)や企業年金は分割されません。

今回は2007年4月1日からの年金分割について詳しく説明します。